27高高齢第348号

平成27年6月26日

各市町村介護保険担当課長　様

各介護保険サービス事業所設置者　様

高知県地域福祉部高齢者福祉課長

介護保険事業者における事故等の発生時の報告について

　日頃は、適正な介護サービスの提供にご尽力いただきありがとうございます。

　さて、介護保険サービス事業者は、県や市町村が定めた運営基準により、利用者に対するサービスにより事故等が発生した場合は、市町村、入所者の家族等に報告することとされておりますが、この取扱について、別添のとおり「介護保険事業者における事故等の発生時の報告取扱い標準例」を定めましたので通知いたします。

　今後、事故等が発生した場合は、標準例を基に市町村への報告をお願いします。

　なお、市町村によっては、独自の様式等を定めている場合もありますので、その場合は、市町村が定めた様式により報告をしてください。

介護事業者担当

電話　088-823-9632

介護保険事業者における事故等の発生時の報告取扱い標準例

１　報告の対象となるサービス

　介護保険指定事業者及び基準該当サービス事業者（以下「各事業者」）が行う介護保険適用サービスとする。

２　報告の範囲

　各事業者は、次の（１）から（４）に該当する事故等が発生した場合は、市町村への報告を行うこととする。

（１）サービスの提供による利用者のけが、事故による通院・入院、死亡事故の発生、職

員の不祥事が原因の事案

　　　注１）「サービスの提供による」とは、送迎・通院等の間の事故も含む。居宅サービ

スにおける通所・入所及び施設サービスにおいては、利用者が事業所内にい

る間は、「サービスの提供」に含まれるものとする。

　　　注２）けがの程度については、医療機関で受診を要したものを原則とするが、それ

以外でも家族等に連絡をしておいたほうが良いと判断されるものについては、

市町村に対しても報告すること。

　　　注３）事業者側の過失の有無は問わない（利用者の自己過失によるけがであっても、

注２に該当する場合は報告すること。）

　　　注４）利用者が病気により死亡した場合でも、死因等に疑義が生じる可能性のある

ときは市町村へ報告すること。

（２）食中毒及び感染症、結核の発生

　　　注）　食中毒・感染症（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」

に定めるもののうち、原則として１・２・３類とする。別添資料参照）・結核に

ついてサービス提供に関連して発生したと認められる場合は、市町村へ報告す

ること。

　　　　　　なお、これらについて関連する法律等に定める届出義務がある場合は、これ

に従うこと。

（３）職員の法令違反・不祥事の発生

注）利用者の処遇に影響があるもの（例　利用者からの預り金の横領等）について

は、報告すること。

（４）その他、報告が必要と認められる事故の発生

３　報告の手順

（１）事故発生後、各事業者は速やかに市町村へ電話又はファクシミリにより報告するこ

と。（第一報）

　　　※ファクシミリの場合は、プライバシーに配慮すること。

（２）事故処理の経過についても、電話又はファクシミリにより適宜報告すること。

（３）事故処理の区切りがついたところで、文書（別添「介護保険事業者　事故報告書」

を参考とすること）で報告すること。

４　報告先

　各事業者は、２で定める事故が発生した場合、被保険者の属する保険者（市町村）及び事業所・施設が所在する保険者（市町村）双方に連絡すること。

５　報告を受けた市町村での対応

　報告を受けた市町村においては、事故に係る状況を把握するとともに、当該事業者の対応状況に応じて、保険者として「必要な対応」を行うこと。

　この場合、当該被保険者の属する市町村が主たる対応を行うものとするが、事業者への事実確認等において必要がある場合は、事業者の所在する市町村と連携を図るものとする。

注）「必要な対応」として考えられるもの

（１）事業所の事故に対する対応の確認

　　　　通常、事故対応として考えられる対応を取っていない場合などで、苦情やトラブル

を未然に防ぐ目的等から必要な指導を行う。

（２）県・国保連合会等における対応が必要と判断される場合の連絡調整

指定基準に違反する恐れがあると判断される場合、その他、市町村長が県への報

告を必要と判断する場合には、県に連絡する。

また、利用者や家族等からサービスに関する苦情相談があった場合には、国保連合

会との連携等必要な対応を行う。

注）（県に連絡する事例）

死亡事故、事故による通院・入院、職員の不祥事が原因の事案、重大・重症事故